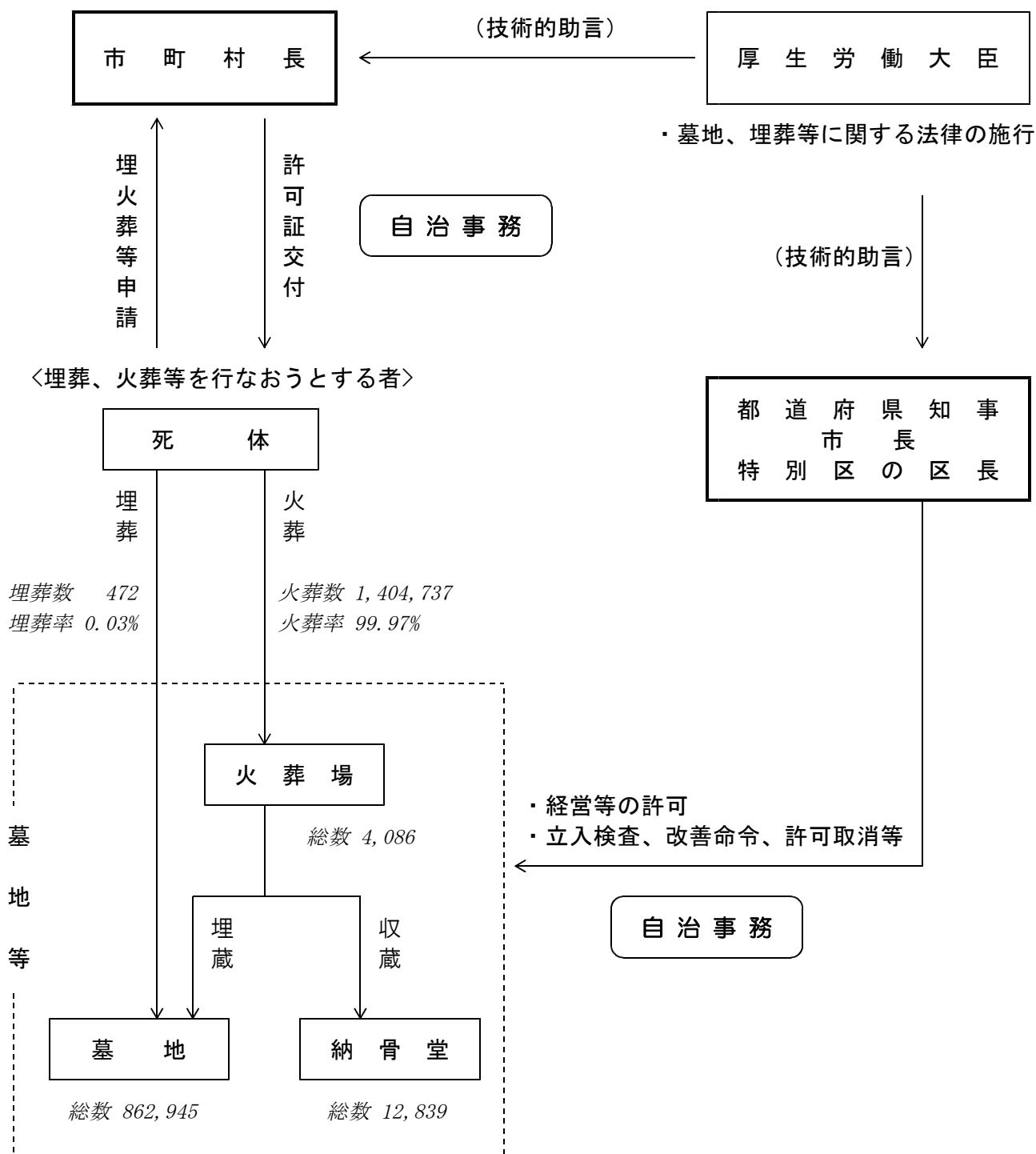


# 墓地、埋葬等に関する法律に係る行政の仕組み



※ 一旦埋葬した死体又は墓地等へ埋蔵等した焼骨を他の墓地等に移す場合（改葬）には、市町村長に改葬申請を行い、許可を得ることが必要（墓地の利用者以外の者が改葬申請を行う場合には、墓地の利用者の承諾が必要。平成30年度の改葬件数は115,384件）。